

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和元年5月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

診断書では1級の交付を求めていたが、3級の交付であった。

交付された障害者手帳の障害名では右下肢の大腿2分の1以上欠損で3級とあるが、右下肢の欠損と合わせて骨盤の半分と背骨の一部を喪失しており、下肢以外に、体幹にも障害があるため、下肢の

みでなく、下肢と体幹の2つの障害での等級判断を希望する。骨盤を半分失っているため、コルセット無しでは座位の保持が難しく、排泄、入浴にも補助具が必要である。

後方固定手術後、身体の可働制限が発生し、日常動作が著しく制限されている。反論書において、現在の担当医師による診断書を新たに添付する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求書は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月20日	諮問
令和2年2月21日	審議（第42回第1部会）
令和2年3月4日	処分庁へ調査照会
令和2年3月13日	処分庁から回答を收受
令和2年5月22日	運営規程11条適用による書面審議

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基いて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に

手帳を交付しなければならないと定めている。

- (2) 法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を定め、同条 3 項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、肢体不自由（下肢及び体幹の機能障害）に係る 1 級から 3 級までの部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢の機能障害	体幹の機能障害
1 級	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの

- (3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びにこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）を制定し、さらに同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級にお

ける個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、肢体不自由（下肢及び体幹の機能障害）について記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

- (4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書の記載内容全般を基に、客観的に判断すべきものと解される。

2 以上を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 障害認定について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、後腹膜悪性腫瘍を原因とする「体幹、右下肢機能障害」（別紙1・I・(1)及び(2)）とされているが、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見では、右下肢に切離断の図示があり（別紙1・II・1）、参考となる経過・現症で、「骨盤半截術を施行した。」（別紙1・I・(4)）とあることから、等級表解説の第3・3・(3)・イの「骨盤腫瘍などによる骨盤半截の一下肢欠損の場合、起立困難な体幹機能障害として扱うのではなく、下肢不自由として認定すべきである。」により、本件障害については、体幹の機能障害ではなく、下肢の機能障害として認定するのが妥当と判断される。

そして、健足の左下肢の筋力テスト（MMT）の評価が全て○（筋力正常又はやや減）とある（別紙1・III）ことから、両下肢ではなく、右下肢の機能障害として認定するのが妥当である。

なお、処分庁の照会に対する〇〇医師の回答は、「・・・依然として、装具無しでは座位は困難であり、体幹機能障害を追加し

て考えるべきと思われる。」とされているが、等級表解説の第3・3・(1)・ケによれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として、各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、上位等級に該当する下肢又は体幹のどちらか一方の機能障害で認定する」とされていることから、体幹の障害認定は行わず、下肢のみの機能障害として認定するのが妥当と判断される。

(2) 右下肢の機能障害の程度について

ア 等級表は、肢体不自由のうち、一下肢の機能障害について、「一下肢の機能を全廃したもの」を障害等級3級に位置付けている。そして、等級表解説の第3・2・(2)・イによれば、一下肢の機能の「全廃」（3級）とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいうとされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によれば、

(ア) 「骨盤半截術を施行した。」（別紙1・I・(4)）とあり、右下肢に切離断の図示があること（別紙1・II・1）から、右大腿の2分の1以上を欠いていると認められること。

(イ) 補装具なしで、歩行不能、起立位保持不能とされていること（別紙1・II・3）。

(ウ) 動作・活動の評価では、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる」、「家の中の移動」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」、「公共の乗物を利用する」が×（全介助又は不能）とされ、「足を投げ出して座る」が△（半介助）とされていること（別紙1・II・2）。

以上を総合し、等級表解説に照らして判断すると、請求人の右下肢の機能障害は、「一下肢の機能を全廃したもの」として、障害等級3級と判断するのが相当である。

(3) 以上のことから、本件診断書の記載内容を、等級表、認定基準

及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害の程度は、「一下肢の機能を全廃したもの」（3級）として、障害等級3級と判断するのが相当である。

したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、前記第3のとおり主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(4)に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容からすれば、請求人の障害程度は、等級表、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級3級」と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) なお、請求人は、反論書において、現在の担当医師による診断書を新たに添付し、審査を求めている。

しかし、本件審査請求手続において審査庁が判断できるのは、本件申請書と本件診断書の記載を基礎として、本件障害を対象としてなされた本件処分について、その判断が、法令の規定等に照らして適法・妥当か否かという点に止まるものであって、本件処分後に作成された診断書で新たに本件処分の是非を本件審査請求手続において判断するとすれば、それは、行政不服審査法の規定する審査庁の権限を逸脱することとなる。

請求人が、本件処分後に新たに得た診断書によって、障害等級の変更を求めようとするのであれば、本件審査請求手続とは別個に、改めて手帳の再交付申請を行い、同診断書を法15条1項に定める医師の診断書としてこれに添付して（法施行令10条1項、法施行規則7条1項、2条）、処分庁による審査を受けることが必要である。

したがって、新たな診断書の内容を前提とした請求人の主張

は、理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、当審査会において、請求人の障害程度が等級表解説の第3・3・(3)・イのなお書きに該当するかという点について処分庁に対し確認したところ、処分庁からは、本件診断書の「神経学的所見その他の機能障害の所見」には、運動障害（なし）とあること、左下肢の筋力テスト（MMT）の評価は、全て○（筋力正常又はやや減）とあり、関節可動域（ROM）の評価も正常であり、請求人の左下肢は医学的に荷重歩行に耐えることができることから、両下肢の機能障害2級とは認定できないと判断したとの回答を得た。したがって、この点についても本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適法性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2（略）